

# News Letter

## Contents

- ・事務所NEWS
- ・最新！新立法・改正情報
- ・労働法コラム
- ・事務局コラム

## 事務所NEWS

### 5月よりフルメンバーになりました！

弁護士 倉橋芳英

いつも大変お世話になっております。大分みんなの法律事務所の代表弁護士の倉橋芳英です。

当事務所では今年に入り、1月には弁護士が1名、4月より事務局に新入社員が1名入所致しました。5月には昨年より育児休業を取得していた社員が職場復帰を果たし、より充実した体制となり、弁護士5名、事務局8名、計13名のフルメンバーとなりました。

そこで早速当事務所としましては、法人様向けのメールマガジン配信だけでなく、医療機関様向けのメールマガジンの配信をスタート致します。また、今年度はセミナーにも力を入れていく所存です。メールマガジン等でも随時案内をさせていただきますので、ご興味のあるセミナーがございましたら、是非ご参加ください。

所員が増えましても連携を取りながら、皆様のお役に立てますよう、弁護士、スタッフ一丸となって邁進いたしますのでご期待ください！  
引き続き、大分みんなの法律事務所をどうぞ宜しくお願い申し上げます。



## 最新！新立法・改正情報

### 労働法と寝不足－生産性向上に向けて－

弁護士 田中良太

夏はもうすぐそこです。暑さで寝苦しくなり、寝不足になる季節がやってきます。今日は労働法と睡眠の関係について取り上げます。

原則論をお話しします。何時間寝るかは、もちろん仕事から離れた労働者が自由に決められます。使用者が「何時間寝るように」と強制することは簡単にできません。使用者が寝るように指示を出した場合には、仮眠時間も労働時間として賃金を支払わなければならないことさえあります。

しかし、睡眠不足が当事者や第三者に損害を与える影響も考えなければなりません。労働安全衛生法規則616条では、使用者に、労働者に夜の睡眠を与える必要があるときは、仮眠室等を設ける義務を課しています。「睡眠を与える必要」がどういった場合かについて明確な規定はありません。一般的には、深夜業で寝不足が原因となる労働災害を引き起こす可能性がある場合（危険な機械作業など）には、必要があるものと考えられます。

また、平成30年6月1日から、バス・タクシー・トラック事業では、睡眠不足のドライバーを乗務させてはならないという法的な義務が発生します。これは睡眠不足によって重大な交通事故が発生するという事態を防ぐためです。

使用者と労働者にとどまらず、第三者に被害を及ぼす可能性があることから、例えば医療・介護の現場でも、睡眠に関する規制が新設ないしは強化されるかもしれません。これとは別に、睡眠不足が過剰な業務によるもので、最終的に、心身の病気につながってしまった場合には、使用者に対する安全配慮義務違反等の問題にもなりえます。

そもそも睡眠不足が労働の質を落とすということは、様々な研究で実証されています。人手不足が深刻化している日本では、少ない人員で効率よく働くことが求められていると思います。眠りと働き方について見直せば、労働環境改善・生産性向上が一石二鳥で望める場合もあるでしょう。

## 労働法コラム

### 罪を犯した従業員を解雇できるか？

弁護士 田中良太

重大事件で逮捕者が出ると、逮捕者の職場に記者が取材に行き、「まじめに働いていたのにビックリです。」などとコメントする様子をテレビでよく見ます。その際、テレビの映像から職場がわかってしまうケースがあります。鉄道会社の社員の痴漢や、報道関係者の盗撮など、職業倫理から悪質に見える事件では、会社名がばっちり出ることもあります。もちろん報道だけでなく、事件現場の近くの噂で知れ渡るということもあります。

ところで、日本の法律では、有罪判決が確定するまで、逮捕されようが、起訴されようが、何年牢屋にいようが、罪の無い市民として扱われる建前になっています。とはいえ、一度逮捕されてしまえば、有罪だと思ってしまうのが普通です。そのため、逮捕者を出した会社は会社名が知られると、イメージダウンのおそれがどうしても生じてしまいます。

この無罪として扱うという建前と、会社のイメージダウンを避けるという現実的な問題に折り合いをつけることが、労働法上、中々難しいのです。  
会社に迷惑をかけたということで懲戒解雇したい場合もあるでしょう（もちろん就業規則等で懲戒事由が定められていることが前提ですが）。会社の金銭を横領した場合などは、イメージダウン以前の問題で、そもそも会社自体が被害者ですから、懲戒解雇しやすい例ではありません。また、先にも述べた鉄道会社の社員による電車内での痴漢行為は、日頃、痴漢防止のための活動をしている会社のイメージを著しく下げる違法行為として、懲戒解雇が認められやすい例といえます。

他方で、会社や会社の業務と全く関係ない犯罪行為を理由に、懲戒解雇することは裁判例でも認められにくい傾向があります。「会社に迷惑をかけた」とどの程度までいえるのかが懲戒解雇ができるかどうかの分岐点になるでしょう。  
懲戒解雇ができない場合には、より軽い懲戒処分を検討していくこととなります。また、法的な問題というより、現実的な問題として、どうしても辞めてもらいたいという場合もありえます。その場合は、懲戒解雇ではなく、退職を勧奨するなどの手段をとることとなります。このとき、従業員の自由な意思を奪う違法な退職勧奨にならないよう注意する必要があります。

ところで、これまで厳しい処分に関する話ばかりしてきましたが、弁護士として様々な刑事事件を見聞き関わった経験からすると、罪を犯した従業員でも退職させない職場が意外とある気がします。また懲戒が当然という場合であっても、きちんとした手続きが社内で踏まれることが大事だと感じます。

## 事務局コラム

### 入所のご挨拶

事務員 原山未希

はじめまして。4月から大分みんなの法律事務所の一員となりました、新入社員の原山未希です。

趣味は映画を観ることで、毎月一回は映画館を利用しています。アクション映画が一番好きですが、最近はホラー映画も観るようになりました。何かおすすりめがあればぜひ教えてください。

入所して1か月たち、事務所の雰囲気にも慣れてきましたが、気を緩めずに解らないことはすぐに質問し、専門用語や専門知識を貪欲に吸収することをまずは心がけながら1日でも早く事務所の即戦力となるように頑張ります。

まだまだご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、精一杯努力するのでよろしくお願いいたします。



# News Letter

## Contents

・医療専門チームのご紹介

・医療コラム

### 医療専門チームのご紹介

#### 医療専門チームのメールマガジン配信がスタート！ 弁護士 小島宏之

いつもお世話になります。大分みんなの法律事務所、弁護士の小島です。  
当事務所の医療専門チームのご紹介をさせていただきます。

このチームは、弁護士倉橋（代表弁護士）、弁護士小島（医療専門チームリーダー）、  
弁護士市原の3名と事務局2名の計5名で、医療機関および関係者様に向けたリーガル  
サービスの提供を重点的に取り組む為、昨年9月に発足されました。

今年度は当事務所の医療専門チームの活動の一環として、  
今月よりメールマガジンの無料配信をさせて頂くこと  
になりました。2ヶ月に1度の配信で、医療コラムを掲載し  
て参ります。是非ご一読いただければ幸いです。

また、今後テーマ等につき、ご要望がございましたら  
遠慮なく意見をお寄せください。  
どうぞ宜しくお願い申し上げます。



### 医療コラム

#### 外国人の医療費未払い問題について 弁護士 小島宏之

先日（平成30年4月27日）、自民党のプロジェクトチームから、医療費の未払いを繰り返す  
外国人の入国拒否が提言されたことを受け、外国人の医療費未払い問題についてお話しします。

日本への外国人旅行者は、日本政府観光局によると、平成29年度の旅行者は2869万人にも  
および、過去最高とされた前年度からさらに、約465万人増加しております。

厚生労働省が昨年医療機関を対象に行った調査によると、回答した医療機関の35.8%に当  
たる486の医療機関が、外国人による医療費の未払いを経験しているということです。

この外国人による医療費の未払いの原因としては、医療費が高額で支払えない（旅行保険に加入  
していない場合が多い）こと、ないし、医療機関側に外国人旅行者等を受け入れる体制が整ってい  
ないことがあげられます。この外国人の未払い医療費については、補填を行っている自治体（東京  
都等8都県）もありますが、残念ながら大分県では補填が行われていません。

医療機関としては応召義務（医師法第19条）との関係から、患者が診療前から治療費を支払わ  
ないことを明言しているなどの特殊な事情がない限り（その場合でも、放置すれば患者の生命・健  
康に重大な危険が及ぶことが明らかであり、患者が繰り返し治療を求めた場合に治療を拒否するこ  
とは、医師法第7条2項「医師としての品位を損するような行為」があったとして、戒告・3年以  
内の医業の停止・免許の取り消しがされる可能性があります。）、旅行保険未加入等で支払能力が  
ないとしても治療行為を行わなければならないという問題があります。

（今回の自民党のプロジェクトチームの提言でも、「繰り返し」医療費の未払いをする外国人につ  
いてのもので、外国人の医療費未払い問題がなくなるわけではありません。）

外国人の医療費未払いが生じた場合、訴訟提起・強制執行等の法的手続は極めて困難です。  
（交通事故等、加害者がいる場合は加害者等に請求する方法があります。）このことは、日本人  
であっても、所在不明となってしまう患者さんに対する請求と同様です。

当事務所では、外国人旅行者を受け入れる医療機関として注意すべき事項について、ご相談に応  
じさせていただきますので、気になる方はいつでもご相談ください。

